

令和元年10月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後1時30分～

2. 開催場所 玖珠町役場 2階 庁議室

3. 出席委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 河野千代美
4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
6番 安藤 慎八(副会長) 7番 梶原 光宏(会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 7番 高倉 利子
8番 飯田 久夫 11番 衛藤 和敏 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について(相続)

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について(時効取得)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 農業委員会事務局

局長 渡辺 克之 主幹(統括) 井野 俊夫
主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

7. 会議の概要 事務局	ただ今より10月定例委員会を開催します。梶原会長にごあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局	農業委員定数7名に対して、全員の出席ですので、玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等ございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言して頂きたいと思えます。
議長	それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので以降議事の進行につきましては会長よろしくをお願いします。
議長	本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、5番宿利浩満委員、6番安藤慎八委員よろしくをお願いします。なお、農地利用最適化推進委員の皆さんにおかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。
議長	それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請です。
事務局	番号1、大字山田字乙子田〇〇〇-〇外1筆、登記簿地目は田、面積合計 2, 551㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇〇都〇〇市の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で贈与です。担当委員は、1番 繁田委員です。
事務局	番号2、大字大隈字孫女〇〇〇〇-〇外1筆、登記簿地目は田、面積合計 1, 988㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、1番 繁田委員です。
事務局	以上、2件です。

議長	<p>それでは、担当委員の調査結果の報告をお願いします。 番号1、2を 1番 繁田委員 委員の報告の後、推進員からの報告をお願いします。</p>
農業委員	<p>番号1について、調査結果を報告します。場所の所在は、〇〇小学校から南に約200mに位置しております。合計面積は、2,551㎡で、水稻栽培を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、米を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人の事情で、譲受人が耕作しており、農地を譲り受けて耕作したいとの要望です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約1kmで耕作可能です。譲受人の経営農地は全て耕作されており、農機具の所有状況はトラクター、コンバイン、田植え機等です。農業従事者は本人外2名です。取得後の耕作に問題ありません。</p> <p>次に、番号2について、報告します。場所の所在は、〇〇の〇〇〇〇〇〇から南の〇〇寺方向へ約300m行ったところに位置しております。合計面積は、1,988㎡で、水稻栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は、田で、米を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人が農業に従事するのが難しくなってきたという事情により、農地の異動です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は50m程度で耕作可能です。譲受人の経営農地は全て耕作されており、農機具の所有状況はトラクター、田植え機等です。農業従事者は本人と息子の2名です。取得後の耕作に問題ありません。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
推進委員	<p>番号1の譲受人ですが、現在〇〇さんは勤めており、土日を利用して親子3人で作付けを行っております。今後も稲作を中心とした作付けを行うということです。問題はないようです。番号2の〇〇さんですが、現在作っている隣接地で今後も稲作を中心に作ると意欲があります。特に問題はないようです。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規</p>

<p>農業委員</p>	<p>定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>挙手</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり許可します。次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字山田字赤坂〇〇〇〇、登記簿地目は畑、面積 245㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、植林用地としての転用です。なお、平成元年より、すでに植林されており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、3番 河野委員さんです。</p> <p>番号2、大字古後字下河内〇〇〇外2筆、登記簿地目は畑、面積合計 998㎡です。申請人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、植林用地としての転用です。なお、平成元年頃より、すでに植林されており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は 2番 島津委員です。</p> <p>番号3、大字森字本田井〇〇-〇、登記簿地目は畑、面積は 39㎡です。申請人は、〇〇市の〇〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、一般住宅用地としての転用です。なお、昭和30年頃より、すでに宅地の一部として利用しており、追認案件です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、5番 宿利委員です。</p> <p>番号4、大字森字追分〇〇〇〇-〇、登記簿地目は田、面積は 256㎡です。申請人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、倉庫作業用地としての転用です。なお、昭和56年頃より、すでに倉庫用地として利用しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、5番 宿利委員です。</p> <p>番号5、大字山田字鶴田〇〇〇〇-〇、登記簿地目は畑、面積は 646㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目</p>

<p>議長</p>	<p>的及び転用理由は、駐車場用地としての転用です。なお、平成30年10月頃に一部造成しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、3番 河野委員です。</p> <p>以上5件です。</p> <p>それでは、担当委員の説明を 番号1 を 3番 河野委員 番号2 を 2番 島津委員 番号3, 4を 5番 宿利委員 番号5 を 3番 河野委員 お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
<p>農業委員</p>	<p>番号1の調査結果を報告します。10月3日に申請者と、推進委員、事務局に立ち会ってもらい現地を確認しました。土地の所在は大字山田字赤坂〇〇〇〇で、面積は245㎡です。〇〇と〇〇〇の境、〇〇山のふもとで近くに〇〇〇があります。地目は畑で現況は山林になっております。耕作条件が悪く、平成元年頃より植林して山林となっており、スギ・ヒノキ・クヌギが約50本植林されています。始末書の添付もあります。許可あり次第、山林として管理していきますとのことです。</p>
<p>推進委員</p>	<p>〇〇の〇〇〇〇〇から左に入り、一番奥で左に入り、200mほど行った、〇〇山のふもとに沿ったところです。以前、このあたりに居住していたそうです。申請者が今の居住地に引っ越した跡に、植林して山林になっているという状況です。</p>
<p>農業委員</p>	<p>番号2の調査結果を報告します。10月4日に申請者、推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、大字古後字下河内〇〇〇外2筆で、合計面積998㎡です。すでに植林されているため、追認案件です。始末書の添付もあります。植林した土地の一部は、平成7年頃に砂防ダム建設のため、耕作不向きとなり、すでにサクラを植林してありますが、現地を確認して、現状では農地として管理することができないと確認しました。現状のまま管理していきたいとのことでした。今後周りに影響をきたすことはありません。農地法の違反もありません。本人も、田んぼのほうは作れるところはきれいに作っています。</p>

推進委員	<p>場所につきましては、〇〇入口の〇〇〇〇〇〇の本宅を囲んである部分の西側、〇〇川沿いになります。将来的には駐車場用地とするということで、若干砂利を積んであります。排水路も埋まってあるということで、機能していません。事業拡大、トラックの大型化に伴う駐車場確保ということでの申請となっております。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第2号法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可し、許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字山田大水口〇〇〇〇-〇〇、登記簿地目は田、面積 454㎡です。5条の所有権の移転です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇の〇〇〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、隣接する住宅の駐車場用地としての転用です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、3番 河野委員さんです。</p> <p>以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を 番号1を 3番 河野委員 お願いします。</p>
農業委員	<p>番号1の調査結果を報告します。10月3日に、申請者、推進委員、事務局で現地確認を行いました。土地の所在は、大字山田</p>

<p>推進委員</p>	<p>字大水口〇〇〇〇-〇〇、国道〇〇〇号線の〇〇〇〇の裏の、100mほど行った住宅地の奥で、面積合計は、454㎡です。登記簿地目は田です。現況も田ですが、休耕田です。転用目的は、駐車場が狭いため、隣接する住宅の駐車場として利用します。工事着工は、許可後、令和元年11月末です。土砂の流出または、崩壊はありません。過去に農地法違反はありません。</p> <p>〇〇〇〇手前の信号を左に行った、〇〇〇方面の右側の高台になっているところを分譲して、7、8軒家が建っております。その一部ですが、駐車場としての申請があります。3mほど法面があります。下に水路、農道があります。この開発によって、土砂の流出、崩壊はないようです。なるべく隅は残して開発することです。隣地の農地については、草刈り等をするようお願いしてあります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>農業委員</p>	<p>これは一軒の駐車場ということですか？ 広いかなと私は思っています、500㎡も必要なかと思ひまして。</p>
<p>農業委員</p>	<p>今まで使っていた駐車場が狭く、停めづらいということです。</p>
<p>推進委員</p>	<p>端までは駐車場としては使わないようにしています。</p>
<p>事務局</p>	<p>駐車場用地とする家はこれです。もともとの進入路が隣接する住宅2軒の出入り口でもあるため、今度その進入路を車が通らないようにして、その代わりに、西側に車を停めるようにします。また、法面のほうは3mほど高さがあり、あたれないので、その部分を残して、残りを進入路と駐車場用地とする意味合いで、面積的には広い感じがしますが、数メートル残した開発の仕方になります。</p>

議長	ほかに、質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	<p>全員賛成です。議案第3号について、原案のとおり許可し、証明書を交付します。</p> <p>次に、議案第4号非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号非農地証明願いについてです。</p> <p>番号1、大字古後字下河内〇〇〇-〇、登記簿地目は田、面積80㎡です。申請人は、〇〇市の〇〇〇〇さん。非農地の事由は、平成7年頃から隣接の砂防ダムの建設により耕作が不向きとなったため、耕作しておらず、現状原野の状態となっているためです。担当委員は、2番 島津委員です。</p> <p>以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を</p> <p>番号1を 2番 島津委員 お願いします。</p>
農業委員	番号1について、調査結果の報告をします。10月4日、4条申請と同じ日に、現地確認を行いました。土地の所在は大字古後字下河内〇〇〇-〇、80㎡です。登記簿地目は田ですが、現況は原野となっています。平成7年頃砂防ダム建設により、作業道として使用した残りの土地になります。田んぼとして作るのは難しい状態で、現状のまま管理していくということです。過去に農地法の違反もありません。
推進委員	19号台風の後に作った砂防ダム建設工事によるもので、田んぼをするにしても水が取れない場所です。現状のまま管理するということです。

議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>議案第4号非農地証明願いについて、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第4号について、原案のとおり承認しました。</p> <p>次に、議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第5号の最後のページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年未満が 1件で、 2, 537㎡、</p> <p>3年～5年が2件で、 8, 815㎡、</p> <p>6年～9年が1件で、 968㎡、</p> <p>10年以上が5件で、 12, 897㎡、</p> <p>以上、合計 9件で、合計面積が25, 217㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、協議・連絡事項があれば事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号です。農地法第3条の3条第1項の規定による届出(相続による所有権移転)が1件届出されております。</p> <p>報告第2号です。農地法第3条の3条第1項の規定による届出(時効取得による所有権移転)が2件、届出されております。</p> <p>報告第3号です。農地法第18条の規定による合意解約が4件、</p>

議長	<p>届出されております。</p> <p>報告第4号です。農地所有適格法人要件確認書ですが、提出した1団体は、確認書のとおり、要件を満たしております。</p> <p>以上です。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>無いようですので、それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会10月定例総会を閉会します。</p>
----	---